

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 220 回定例会・会議録

日 時 令和 3 (2021) 年 10 月 6 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 30
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 小田、小野、神林、坂本、三宮、品田、須田、
高橋、竹内、本間、三井田達毅、三井田潤、宮崎
以上 13 名
欠席委員 相澤、小名、高木
以上 3 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊所長 田中原子力防災専門官
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 関所長
新潟県原子力安全対策課 石川副参事 松本主査
柏崎市 防災・原子力課 柴野危機管理監 金子課長代理
刈羽村 総務課 鈴木課長 高橋課長補佐 柳主事
東京電力ホールディングス (株) 稲垣発電所長 櫻井副所長
篠田原子力安全センター所長
栗田新潟本社副代表
佐藤リスクコミュニケーター
宮田第二保全部長
曾良岡土木・建築担当
小林地域共生総括 G

柏崎原子力広報センター 竹内業務執行理事
近藤事務局長
石黒主査 松岡主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第220回定例会を開催します。

本日の欠席委員は相澤委員、小名委員、高木委員の3名です。座席表には高木委員が出席するようになっておりますが、当日の欠席になりましたのでご了承ください。会議の終了時間は8時30分と致します。

それでは、配付資料の確認をお願いします。

まず事務局からは、「会議次第」、「座席表」。事務局からは以上です。

次にオブザーバーからは、原子力規制庁から1部、資源エネルギー庁から2部、新潟県から2部、柏崎市から2部、刈羽村から1部、東京電力ホールディングスから2部、以上でございますが、不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、三宮会長に進行をお願い致します。

◎三宮議長

皆様お疲れさまです。定例会に入らせていただきます。

初めに、前回定例会以降の動き、及び質疑応答ということで、東京電力ホールディングスさん、規制庁さん、エネ庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、刈羽村さんの順番にお願いしたいと思います。それでは、東電さんをお願いします。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の櫻井でございます。

まず、ご説明の前になりますけれども、今月1日より、発電所長に稲垣が就任してございます。まず、稲垣のほうからご挨拶をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎稲垣発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

この度、柏崎刈羽原子力発電所長に就任した、稲垣でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

まずは、核物質防護事案や安全対策工事の一部未完了など、発電所における一連の事案により、地域の皆様、社会の皆様にご不安、ご不信を抱かせておりますこと、改めてお詫び申し上げたいと思います。

一連の事案発生を受け、私自身、1月末から柏崎刈羽原子力発電所に常駐してございます。業務のやり方、職場環境、意識、あるいは組織構造について所員との対話を続けながら状態把握に努めて参りました。その中で、発電所の機能を十分に発揮するためには、安全、品質の維持向上、セキュリティ確保など、発電所に本来求められている基本的な仕事を発電所自らが適切にこなす状態に戻すことが必要であり、喫緊の課題であるというふうを受け止めてございます。

地域の会の委員の皆様を始め、地域の方々にご安心ご信頼をいただけるよう改革を

進め、生まれ変わった姿を行動と実績でお示しし、やり遂げてまいる所存でございます。今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

では、こちらから資料に基づいてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の「第220回地域の会定例会資料前回定例会以降の動き」をご覧くださいと思います。

初めに不適合関係となります。9月6日、3号機タービン建屋における火災・発煙の発生について、併せまして、発電所に係る情報の欄になりますが、9月9日、柏崎刈羽原子力発電所3号機、計装用圧縮空気系除湿装置（IAドライヤ）からの火災について、まとめてご説明させていただきます。資料は12ページをお開き頂きたいと思っております。

3号機のタービン建屋の地下の3階、非管理区域になりますが、こちらに設置しております、IAドライヤ、この設備につきましては流量を制御する弁などに使用します圧縮空気から、湿気、湿分を取り除く設備ということになりますが、A、Bの2つのシステムがありまして、1カ月に1回、定例的に切り替えを行っているものとなります。9月6日午前11時1分頃、この定例の切り替えの操作を行いましたところ、電気ヒーター部から発煙を確認しましたことから直ちに停止をし、消防へ連絡を致しました。消防による現場確認の結果、電源ケーブルの被覆に焼損が確認され火災と判断されました。これまでの調査でIAドライヤの電気ヒーターへの電源ケーブル、入線部の端子、ターミナルといわれている部分ですが、電源ケーブルに損傷が確認されたことから、電気ヒーター、ターミナル、または電源ケーブルが何らかの原因で加熱したものと推定しております。現在、火災に至りました詳細な原因について調査を進めています。地域の皆様にはご心配をお掛けしまして申し訳ございません。

次に9月7日、3号機軽油タンクエリア屋外における体調不良者の発生について、及び9月24日、6号機原子炉建屋付近屋外における体調不良者の発生について。こちらいずれとも熱中症に関するものになりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、発電所に係る情報となります。

9月6日、柏崎刈羽原子力発電所における新型コロナウイルス感染症患者の概要について、資料は11ページになります。

新潟県内で感染が確認された方と接触がありました、当社の発電所に勤務する社員になりますけれども、保健所の指示によりましてPCR検査を受検しましたところ、陽性であることが判明いたしました。当該社員と業務上接点のありました8名を自宅待機とした上で、PCR検査を行いまして陰性を確認してございます。この面でも地域の皆様にはご心配をお掛けしております。引き続き、当社社員、協力企業が一体となりまして、感染拡大防止に向けた取り組みを徹底して参ります。

次に、9月22日、柏崎刈羽原子力発電所のIDカード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に関わる改善措置報告について。資料は14ページからとなります。

柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用や核物質防護設備の機能の一部が喪失する事案について、原子力規制委員会より、直接原因や根本的な原因の特定、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候を特定し、改善措置活動の計画を定め、本年9月23日までに報告するよう指示を受けました。当該指示に基づき、改善措置活動の計画等を取りまとめ、社外委員会のみで構成されます、第三者による独立検証委員会からの検証報告書と併せ、9月22日に原子力規制委員会に報告を致しております。

資料18ページ上段をご覧くださいと思います。IDカードの不正使用の事案では、直接原因を深掘りしまして、「背後要因を核物質防護の重要性の理解不足」、「管理者が現場実態を把握できていない」などと特定しております。さらに最も深層にある背後要因としまして、社員は内部脅威になり得ないという思い込みが社員、それから警備関係者双方にあったと結論付けました。

資料22ページの下段をご覧くださいと思います。核物質防護設備の機能の一部喪失事案では、背後要因に技術的評価を伴わない設備投資抑制や体制の変更、法令要求の理解不足、現場実態の把握、是正ができないことなどと整理をしております。さらに、核物質防護業務の特殊性から、核物質防護に係る新たな脅威に対し、自発的に取り組むべきところ、規制庁からの指摘以上の対応は行わなかったことが最も深層にあると致しました。資料23ページの上段になりますが、両方の事案に共通する根本原因を3つにまとめております。「リスク認識の弱さ」、「現場実態の把握の弱さ」、「組織として是正する力の弱さ」となります。

組織文化の評価になりますが、資料25ページの上段になりますが、原子力部門全体で核セキュリティに対する意識の低さがあり、特に柏崎刈羽原子力発電所では、核物質防護部門の風通しの悪さを確認し、核セキュリティに関わるパフォーマンスの著しい劣化につながった可能性があるとして評価をしております。

また、資料26ページの上段になりますが、安全文化におきましても、自ら弱みとして評価しました変更管理や現場重視の姿勢などについて継続的な改善が重要であると評価をしております。これらを踏まえまして資料27ページ上段になりますが、改善措置計画の立案にあたりましては両事案で特定しました先ほどの3つの根本原因、個別背後要因の対策を確実に展開すること、両事案等の反省を踏まえた基本的な3つの視点に基づき立案をすること、独立検証委員会の提言、外部有識者、専門家の意見、知見を積極的に取り入れることなどを基本に策定をしております。具体的な改善計画につきましては資料の29ページ、33ページ、44ページのほうに項目ごとに記載しておりますのでご確認をいただきたいと思います。

当社は、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓という原点に今一度立ち返りまし

て発電所の安全性や業務品質の向上に向け、改善措置活動を着実に進めると共に、追加検査等に真摯に対応して参りたいと考えてございます。

次に9月22日、核物質防護に関わる不適合案件の公表方針について。資料は36ページをご覧くださいと思います。

核物質防護に関わる不適合案件の公表につきましては、防護措置の脆弱性が公にならない範囲と時期において公表することを原則と致します。重大な事案につきましては、防護措置の脆弱性解消の確認を得た後、プレスリリース等でお知らせをします。また、その他、軽微な事案につきましては、防護措置の脆弱性解消を確認した後に、ホームページで適宜確認することとして、従前よりも幅広く公表して参りたいというふうに思っております。

また、この判断に際しましては、資料の中にもございますが、新たに核物質防護に関わる公表基準、こちらを定めまして、これに照らして社内の会議で審議をして参りたいと考えてございます。

こうした公表につきましては、準備が整い次第運用を開始したいと予定してございますが、開始の時期については改めてお知らせをさせていただきたいと思っております。

次に9月22日、現状報告、柏崎刈羽原子力発電所7号機の安全対策工事一部未完了を受けた総点検の取り組み状況について。資料は39ページからになります。

こちらで、安全対策の一部未完了の事案でございますけれども、点検が一巡しました目視可能な箇所も含めまして再度貫通部の着実な確認を実施しており、秋ごろとお伝えしていた貫通部の調査につきましては冬頃まで継続をさせていただく見込みでございます。尚、調査の中でこれまでに浸水防護処理が実施されていない貫通部を追加で5カ所確認をしております。

次の原子力規制庁様からご指摘をいただいております、溶接部における技術基準適合性確認の一部試験未実施等についてでございますが、フィルタベントの伸縮継手の未実施を受けての調査を、新規制基準の対象となります全ての機器、約4千機器に広げて調査を致しました。その結果、追加の対策が必要なものを17機確認してございます。今後、改めての適合性確認や当該機器の取替えというものを実施して参りたいと考えております。

次に、一部の火災感知器における設置要求を満たさない位置への設置についてでございます。本件についても原子力規制庁からご指摘をいただいている案件となりますが、新規制基準の対応が必要なすべての火災感知器、約2千個になりますが、こちらを調査しました結果、設置要求を満たさない位置に設置されているものを追加で計100個確認しております。

概要になりますけれども、これら3つの案件の中で確認されました問題点につきましては、今後、総点検を継続していく中で組織要因を含めた深掘りを行いまして対策

を立案の上、実施して参りたいと考えてございます。詳細については資料を後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、9月22日、人事措置について。資料は47ページからになります。先ほどご説明致しました、柏崎刈羽原子力発電所におけます、IDカードの不正使用及び核物質防護設備の機能一部喪失など、一連の事案に対します経営管理責任を明確にするるとともに、再発防止を徹底する観点から人事措置を行ってございます。内容については資料をご覧くださいと思います。

最後になりますが、その他の欄と、福島の前進状況に関する主な情報となりますが、こちらについては資料配付のみとさせていただきますと思います。私からの説明は以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。

それでは、お手元にお配りした資料「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」に基づき説明致します。

まず、原子力規制委員会の関係ですが、こちら4件記載してございますけども、主なものとして2つ紹介させていただきます。

9月22日と書かれている第34回の委員会ですが、こちらでは緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関し議論を行っております。こちらの甲状腺被ばく線量モニタリングは原子力災害が発生した際、放射線ヨウ素の吸引による内部被ばくが懸念される場合に行う事になってございます。その際のモニタリングの対象者、測定方法及び測定の実施体制について外部専門家を含めた検討チームで今まで議論して参りました。今回、その検討チームで取りまとめられ、委員会に報告があったものでございます。今後、原子力災害対策指針反映すべき事項を整理して指針の改正案を作成、パブリックコメントを経て同指針の改正を行う予定でございます。

9月29日、第35回原子力規制委員会ですけども、先ほど東京電力さんからも説明ございましたが、9月22日に提出となった、いわゆる改善措置報告書の概要を規制庁から委員会に報告してございます。そして今後の追加検査を含めた対応についてですが、追加検査のフェーズⅠを実施して把握した内容とその改善措置報告書に記載されている内容との整合性、及び原因と対策との対応関係を現在整理してございます。追加検査のフェーズⅡの検査内容、スケジュールなどを検討し、規制庁から委員会に諮ったうえで追加検査フェーズⅡを開始するというようにしてございます。

次に柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の審査状況については、現在特重施設の審査会合ヒアリングを実施してございますが、記載のとおりで詳細については省略いたします。

被規制者との面談について、いくつかご紹介致します。表と裏にかけて書いてございますけども、8月26日、9月14日、9月29日、同じ件名の内容を記載してございます。こちらについては、昨年1月に発生した1号機のトラブルに係る面談を行ってございます。具体的には、焼却設備のスラッジ脱水機とって、原子炉等の水を浄化するのに使用したスラッジ、樹脂の廃棄は焼却処理をするのですが、その前に水分を除去するという脱水機という設備がございまして、この改造工事に係る運転性能試験での不具合となります。

これは昨年1月ということでございますので、今となつてはもう旧法に基づく使用前検査。我々規制庁の検査官が自ら行う検査の対象のもので、いくつかある使用前検査の工程で、一部は終了していたのですが、最終的な使用前検査の受検に向けて東京電力さんが社内試験として実施していた運転性能試験の実施中に不具合が発生して中断していたものです。これまで、設備内の詳細点検並びに模擬装置を用いた再現性、今確認を行い、事象発生メカニズムの原因究明並びに対策検討を事業者で行っており、その状況の確認であるとか許認可上の扱いなどを面談で確認してございます。

9月16日でございますが、こちらについては7号機に係る使用前事業者検査に関する面談でございます。こちらも先ほど東京電力さんから一部説明ございましたが、令和2年度第4四半期の検査の中で指摘し、継続案件として検査を続けている2件。一つが火災報知機の不適切な設置、もう一つが溶接部の機械試験の未実施ということで、現在の状況については報告を受けてございます。今後、この関係については、その原子力規制検査で確認をしていくということにしてございますが、今回報告のなかった原因とその対応などについて、引き続き情報提供を求めています。

その他、以下、記載ございますが説明は省略いたします。以上となります。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、エネ庁さんお願いいたします。

◎関柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の関です。資料に基づいて説明させていただきます。

1枚目のエネルギー政策全般ですが、第6次エネルギー基本計画の策定に向け、エネルギー基本計画案に関してパブリックコメントを実施いたしました。9月3日から今週10月4日まで実施しております。

パブリックコメントを実施し、募集期間終了後、ご意見の概要とそれについての考え方の取りまとめ作業を進めているところです。今後のスケジュールですが、大臣が変わったのですけれども、記者会見等で大臣からは10月末に国連気候変動枠組条約締約国会議、COP会合がございまして、こちらの会合の前まで閣議決定を目指す方向で今、進めているということで話させていただいております。先ほど申し上げましたように、パブリックコメントを踏まえて変更等あり得ますので、まだ完全に案が取れているわけではないのですが、本日別紙で概要案を配付させていただいておりますの

で、後ほどご説明させていただきます。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会でございます。9月8日に長岡市で予定されていた説明会については、新潟日報で広告も出させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症が急拡大したため、リモート開催に変更しました。ただ非常に残念なのですけれども、参加申し込みがございませんで、今回は開催を取りやめさせていただいております。全国的にも他地域の会合もリモート開催に変更して案内させていただきましたが、多数取り止めになっております。また引き続き、今年度も含めて来年度に新潟県で説明会を実施する予定です。

続きまして2ページ目ですが、新潟県に関するということでご紹介です。再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定と有望な区域等について整理を行いましたとありますが、これは風力発電の関係でございまして、促進区域の前段階である有望な区域に、新潟県村上市及び胎内市沖が指定されています。

今後1年かけて地元の漁業関係者を含む、いろいろな関係者と議論をさせていただき、今後は促進区域の指定を目指していくこととなります。

続きまして4ページ目です。

今週、経済産業省及びエネ庁のほうで「東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク」というカーボンニュートラルに向けた様々な国際会議をまとめて実施しています。7、8日も会議があるのですが、6日までの会議について記載させていただいております。

続きまして、6ページ目の電気事業関連のところですが、電気・ガス基本政策小委員会が9月24日に開催され、昨年、電力の供給力にいろいろと問題があったのですが、今年も2021年度冬季に向けた対策について、さらに2022年度に向けた供給力確保策についての議論が行われております。足元で、特に欧州でLNG価格が高騰しており、政府としても対応を今から進めているというところではあります。

資源エネルギー庁の動きについては以上です。

続きまして、簡単にエネルギー基本計画についてご説明させていただきます。

第6次エネルギー基本計画の本文については、100ページ以上になりますので、本文はお時間ある時にお読みいただければと思います。今日は簡単に概要を説明させていただきます。なお、まだ案ということで、変更があり得ることをご理解いただければと思います。

まず1枚目の第6次エネルギー基本計画(案)の目次です。この中で特にご関心の高い原子力関係については、5ポツ(6)原子力政策の再構築、で取りあげられています。

それでは内容についてご紹介させていただきます。1枚めくっていただきまして上段の3ページです。

今回のエネ基がどういう方向性で策定されたかというのですが、昨年、2050年カーボンニュートラルが表明され、4月には、2030年度に温室効果ガス46%削減と

いう目標を、さらに 50%の高みを目指して挑戦を続ける新たな削減目標が表明されました。それに基づき、その実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すというかたちになっています。

続きまして 2 枚目の 6 ページですが、2030 年に向けた政策対応のポイント「基本方針」ということで、これは大きな変更はないのですが、「S+3E」と我々は言っているのですけれども、エネルギー政策については安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に環境への適合を図る、S+3E 実現のため、最大限の取組みを行うことになっています。

続きまして、上段の 7 ページですが、エネ基で特に力を入れていく再生可能エネルギーの部分です。この再生可能エネルギーを S+3E を大前提に再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域などの共生を図りながら最大限の導入を促すことになっています。

続きまして下の 8 ページですが、ここが原子力部分です。

まずは、東京電力福島第一原子力発電所事故への真摯な反省をベースにした上で、原子力の社会的信頼の獲得と安全確保を大前提として原子力の安定的な利用の推進を目指して行くと記載されています。

また、立地自治体との信頼関係構築についても取り組んでいくことと記載されています。

続いて 9 ページですが、特に火力発電所、石炭火力発電所が CO²を大量に排出するというので、LNG、石炭、石油の適切な火力のポートフォリオを確立し、非効率な火力をフェードアウトしていきつつ、特に石炭火力でアンモニアを利用して CO²を削減することや水素についても発電を進めていくと記載されています。

続きまして、最後 12 ページに、2030 年におけるエネルギー需給の見通しとポイントということで数字が実際に出ています。2030 年のミックスですけれども、当然省エネには取り組みますが、再エネについては、36～38%を目指すことになっており、現在取り組んでいる再生可能エネルギーの研究開発の成果の活用・実装が進んだ場合は、38%以上の高みを目指すということになっています。

細かく再エネの内訳についても書いており、ポイントは太陽光、風力を増やしていくということになるかと思えます。

原子力については、前回同様 20～22%になっています。温室効果ガス削減割合については、前回計画では 26%でしたが、今回は 46%という目標、さらに 50%の高みを目指すという目標を設定してエネルギー基本計画を策定しています。

以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、新潟県さんお願いします

◎松本主査（新潟県防災局原子力安全対策課）

新潟県防災局原子力安全対策課の松本と申します。私からは、右肩に新潟県と書いてある資料に基づいて説明させていただきます。

大きく2点ございます。1つ目が「新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議」、9月6日、第75回評価会議を開催致しまして、令和2年度の環境放射線監視調査結果及び、温排水等漁業調査結果について評価していただきました。各調査結果の評価でございますけれども、環境放射線監視調査結果は、柏崎刈羽原子力発電所からの周辺環境への影響は無視できる。温排水等漁業調査結果については、過去と比較して特異な傾向は認められなかった、という評価をいただいております。

2つ目、「安全協定に基づく状況確認」でございます。9月10日、柏崎市さん、刈羽村さんと共に、発電所の月例の状況確認を実施いたしました。主な確認内容といたしまして、3号機IAドライヤからの火災について、現場確認を行うと共に説明を受けました。

この紙は以上になりまして、別紙と致しまして8月定例会後に宮崎委員からいただいた質問に対する回答を用意してございます。

私からは以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。続きまして、柏崎市さんお願いします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災・原子力課の金子と申します。柏崎市危機管理部防災原子力課という資料に基づきまして、説明させていただきます。

1. 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議、第75回が9月6日に開催され、テレビ会議で参加しております。内容につきましては、今ほど新潟県さんから説明がございましたので割愛させていただきます。

2. 安全協定に基づく月例状況確認を9月10日に、新潟県、刈羽村さんと共同で実施をしたところです。内容についても、新潟県さんから説明がございましたので割愛させていただきます。

説明については以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。最後に、刈羽村さんお願いします。

◎柳主事（刈羽村・総務課）

刈羽村の柳でございます。

前回定例以降の動きでございますが、まず9月6日の第75回評価会議に出席し、9月10日に、新潟県さん、柏崎市さんと共に安全協定に基づき月例状況確認を実施しております。恐れ入りますが、資料のほうは年間状況確認になっておりますが、月例状況確認の間違いです。失礼いたしました。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは、質疑応答に移りたいと思います。発言される方は挙手の上、指名されてからお願いします。それではどうぞ。

宮崎委員、どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎です。東京電力に2つ、それから規制庁に1つ、質問をさせていただきます。

先ほども所長さんを始め、皆さんの説明の中にありましたけれども、今回の一連の規定違反。これを通じて、東京電力は、この市民の信頼を得るためには生まれ変わるんだと決意を示されたということでした。これを実現するにはこの全社、あるいは全社員の皆さんの一致した共通認識と、この一致した活動っていいですかね、こういうものに掛かっているのではないかと思っています。

そこで、今日の説明にはないんですけども、いろいろ聞き及んだところではですね、東京電力は9月22日にこの一連の核物質防護設備の機能喪失というふうなことで改善命令報告をして、記者会見が行われたと。ここには、小林取締役会長さんが出ておられたというんですが、この会長さんが記者会見で発言した時に、核物質防護規定違反を明確に示す事案は確認されませんでしたと。この周りで聞いていた人がどきっとしたそうですが。その報告書に出されていることは、タイトルに「核物質防護規定違反について」という、その記者会見だったのに、なぜか会長さんがそれを否定する発言をされてしまったと、こういうことがあったということを知りました。ということは私、最初に言ったんですが、この本当に生まれ変わるには会長、会社のトップからですね、みんなと同じ見解に立って。「違反ありませんでした、確認できない」なんていうこと、言うはずがないと思うんですが、言ってしまったということがあるんですが、そういうこと本当に聞いていますんで、あったということだと思うんですが、これについてはどのような反省が述べられている、あるいは反省されているんでしょうか。これをきちんとしないと、やっぱりさっきも言いましたけどトップから、本当に一丸となってこの違反について見識を受け止めているとふうには思えないということなので。この認識とといいますか、東電さんはどういうふうに関心されているのか、あるいはどういった説明をされるのかお聞きしたいというのが1つです。

それに続いて、この件で規制庁にお願いしたいのですが、規制庁、この規制違反があったという東電がはっきり言っているのですが、そういうことがあったということで、東京電力に約1年間の核物質の移動をさせないという、これ処分だと思うのですが、処分されたと思います。1年間動かさない、動かさないというね。しかしこの処分というのは、その他にもあるわけですね。当然それよりも上回る処分としては、いわゆる、運転許可取り消しということがあると思うんですが。今回ですね、こういういろんな批判があった後からも、ぼろぼろぼろぼろと溶接不備が見つかるとかですね、火災報知機の不正な取り付けをしたとか、ぼろぼろ出てくる。そういうのを合わ

せますと処分がさらに重くなってくるんじゃないかと思うんですが。ことによったら1年で済まない。本当に運転取り消し、適格性なしという判断に立つのではないかと期待しているんですが、規制委員会はこういう違反事例が出てくることに対して追加の処分ということを考えているのかどうか、お聞かせ願いたい。これが2つ目。

3つ目がまた東京電力に戻りますけれども、先ほど説明があったのかもしれませんが。早口でなかなか理解できなかつたんですが、人事異動の他に所長さん変わられたということはお聞きしたのですが、多分報道では本社の中の運転機能の一部を現地に移すということを言われたと思うのですが、説明あったとしたら、いったいどこに移されるんでしょう。私は前にも言ったんですが、ぜひ東京電力の幹部の皆さんが柏崎市内に住んでいただいて、市民がどれくらいこの不安なことを思っているのか。これを本当に肌で感じるためにはぜひ市内に住んでいただきたいと言ったことがあります。そういうことで、そういうことになるんでしょうか。或いは、前に、本社が移転したって期待したら新潟に行っちゃったんだと。私はこの柏崎市に来てもらいたいので、そのへん具体的にいつから柏崎に住まれるのか、会社はどこに置くのか、事務所をどこに置くのか教えていただきたい。長くなりました。以上です。

◎三宮議長

それでは東電さん。答えられる範囲で構わないと思いますが、どうぞ。

◎稲垣発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

宮崎委員、ご質問ありがとうございます。所長の稲垣からお答え申し上げます。

まず9月22日の会見でございますが、改めてこの一連のIDの不正使用、そして核防護設備の問題。それから安全対策工事の未完了、一部未完了につきまして多大なご不信、またご不安を抱かせてしまったこと、まず改めてお詫びさせていただきたいと思えます。私共です、やはり今回の問題、先ほど、櫻井の説明もありましたように、リスクの把握力の不足、そして社員の現場実態の把握力の弱さ、それから是正する力の弱さというところがあって、このような不適切な事案を引き起こしているということにつきましては非常に反省してございます。私共できますことはまず、今回22日に原子力規制庁さんに提出させていただきました改善措置計画を一つひとつ確実に実行して参ります。その上でやはり規制庁さんの評価をいただくというところで、私共はとにかく、今お約束しましたこの一つひとつこなす、ということがすべてと考えているところでございます。

◎三宮議長

それでは、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。宮崎委員からのご質問、追加的な処分を規制庁は考えているかということに関して、現時点でいえば、特段何か考えているということはありません。ただ、まさに今、報告書を受け取った中で追加検査をこれから

するということですから、当然その追加検査を実施した中でいろいろな問題を把握して、追加的な処分が必要であれば、そういう判断をするということは当然ありますが、このスタート地点で何か処分を考えているかと言えば特にございません。

◎三宮議長

東電さん、どうぞ。

◎稲垣発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

稲垣でございます。3つ目のご質問に対して回答させていただきます。ご存じだと思いますが、今回10月1日で私、柏崎刈羽原子力発電所長と共に原子力立地本部長の任についております。2つの役割を兼務しておりますけれども、いわば原子力立地本部長という原子力部門のトップの任も受けておまして、私自身、まずは発電所の所長として邁進していく次第でございます。それと共にこの原子力立地本部長という役割、社長の小早川、そして会長の小林共です、非常に頻りにコミュニケーションを取りまして、原子力の改革に邁進していくというところで、原子力立地本部長というトップが、まず柏崎刈羽原子力発電所に常駐しているという状態でございます。22日の記者会見におきまして、会長の小林から取締役会の指示事項として本社の機能の一部について、発電所の近傍、立地の地域にという指示がございまして、それを受けて小早川が検討をしますという決意を述べております。ただ、場所につきましては、今後、私のサポート機能も含めまして、どういったところでどういうふうに勤務するかというのはまた、検討している最中でございますので、決まり次第、公表、情報共有させていただきたいと考えている状況でございます。

以上でございます。

◎三宮議長

他にある方、いらっしゃいますか。三井田委員、どうぞ。

◎三井田（潤）委員

三井田です。ちょっと教えていただきたいのですが、東京電力さんの方なんです。IAドライヤでこの前、火災が起きました。それで、原子力発電所は電気工作物ですので、高圧ガス保安法には引っかけられないと思うんですけど、そのドライヤの点検ってというのは例えば、高圧ガス保安法に基づくような。例えば24カ月で点検するとかっていう基準があるかわからないんですけど、もし東京電力さんが考えているのが侮辱しているんじゃないんですが、点検頻度はちょっと壊れてなければ5年も点検しなくていいんだっていう考えだったら、僕は問題だと思うので、なるべく電気工作物で除外だけでも、ちゃんと高圧ガス保安法に基づくような感じの基準で点検していただければいいと思うのですが。お聞かせ願いたいと思います。

◎三宮議長

それ質問ですかね。では東電さん、お願いします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発

電所)

佐藤と申します。ご質問ありがとうございます。

今お話しいただいた高圧ガス保安法に基づいて、勉強不足で、私のわからないところでございますが、こちらのマニュアルで68カ月ごとに1回の周期で点検をするというようなところでございます。前回点検ですと、2017年12月に点検の実施はしていたという状況でございます。すいません。そちらのほうの回答については申し訳ありませんが、後ほど回答させていただければと思います。

◎三宮議長

ではわかったらまた来月でもお願いいたします。他にある方、いらっしゃいますか。竹内委員お願いします。

◎竹内委員

火災報知機の設置の位置のことですけれども、前の防火壁の穴であれば、見ただけでは分からなかったりするんでしょうが、火災報知機の位置っていうのは、その場所に行けば、どこに設置されているかすぐわかるわけで、それは今まで疑問に感じた方は誰もいなかったのか、というところと、防火管理者みたいな人がおそらくいると思うんですが、その人はそういうところはまるでチェックしていなかったのか、というところをお伺いしたいんです。というのは、核防護以前の問題で、ごく普通の建物の消防のために設置しているものの管理もきちんとできないようでは本当に困るなどと思って。そここのところを教えてくださいたいんです。これまでおかしいなと思った人はいなかったのか、どうか。

◎三宮議長

では東電さんでいいですよ。お願いします。

◎宮田第二保全部長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

宮田から回答させていただきたいと思います。

まず1つ目ですけれども、不思議に思わなかったのかということですが、実際手の届く範囲は実際の距離を測定してございます。手が届かないところは目測で確認をしていたという、そういう状況になってございます。そういった意味で確認している、その部分はそういう確認をしていたということになっています。

続きまして、専門家が見ていたのか、ということになりますけれども、今回一緒に工事をやっている会社に設備管理士がおりますので、そちらの方が見ておりますけれども、当社としてはその、彼らが見ている内容について、鵜呑みにしてしまったと。そういった状況でございます。これらの原因については今、我々として分析しているところでございますので、原因・内容がまとまり次第、またお知らせさせていただきたいと思ってございます。

◎竹内委員

すいません、ちょっとだけ関連して。いいですか。

◎三宮議長

短めに。

◎竹内委員

本当に初歩的なことだと思いますので、ぜひ、こんなことが二度と起きないように気を付けていただきたいなと思います。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。では時間になりましたので、第一部をここで閉じさせていただきます。これから換気いたしますので、10分間休憩に入りまして19時半から第二部を再開したいと思います。休憩に入ってください。事務局の方、換気をお願いいたします。

－ 休憩 －

◎三宮議長

それでは時間になりましたので、会議を再開させていただきたいと思います。

第2部は前回に引き続きまして、避難計画、避難マニュアル等に関する質疑応答を議題としていますが、まず、前回、回答が保留されていまして部分を柏崎市さんから説明していただき、その後、質疑応答に移りたいと思います。それでは柏崎市さん、お願い致します。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

はい、柏崎市防災・原子力課の金子と申します。まず、本日の配付資料につきましては、前回の回答分を合わせました全文を配付させていただいております。説明につきましては、時間の都合上、項目ごとにピックアップして説明をさせていただきたいと思います。

それでは、「全体として」というところで質問1～10をいただいております。質問1については、避難計画の作成について、というところですが、原子力発電所が立地して、そこに燃料がある限り、稼働しているか否かに関わらず、避難計画というものは策定して継続的に充実・強化を図っていくべきものと認識しています。この計画の実効性を高める取り組みについては終わりが無いものと考えています。このため、県と共に訓練を重ね、明らかになった課題について、関係者で解決に向けて取り組み、その結果を計画に反映することを繰り返すことによって避難計画の実効性を高めているところです。

また、地域防災計画、避難計画の充実強化に向けて、関係自治体と一体となって検討を重ねているところです。

続きまして、1.「情報を得よう」ということで、11～14まで質問をいただい

ます。質問 13、14 の回答になりますが、市職員の体制につきましては、警戒事態となる事象が発生しましたら、市では警戒本部を設置し、第 1 次配備体制を取ります。

施設敷地緊急事態となりましたら、原子力災害対策本部を設置し、第 2 次配備体制を取り、全職員が参集することになっております。

警戒事態の事象である、震度 6 弱以上の地震発生時は、全職員が参集する体制となっております。

FM ピッカラのご質問は、防災行政無線のことについてのご質問と思い、大規模災害発生時には住民の皆様へお伝えする情報は防災行政無線放送に切りかえて行うこととしております。

FM ピッカラの職員が不在の場合においても、緊急放送をする事は可能となっております。

続きまして、「屋内退避」の質問を 15～25 でいただいております。原子力災害対策指針における緊急時の放射線防護措置の目的は、住民等に対する放射線による重篤な確定的影響を回避し、または最小化すること。及び、確率的影響のリスクを低減することです。

質問 17 に、屋内退避の期間の想定は？というご質問をいただいておりますが、原子力施設の状況や周辺の放射線、線量測定の結果などによって変わってくることから具体的には申し上げることができず、その時々状況に応じて、適切に対応することとしております。

質問 18～20 では、屋内退避中の食糧等のご質問がありました。市では、県及び防災関係機関等と協力して屋内退避者が必要となる飲料水、飲食物、及び生活必需品等などの支援に務めることとしております。原子力災害のみならず自然災害への備えとして、市民の皆様には最低でも 3 日分、できれば 7 日分の飲食料品の備蓄をお願いしているところです。

続きまして、「PAZ」としまして、26～52 にかけて質問をいただいております。ここについては、自家用車避難者数やバスによる避難者数など、想定人数等のご質問をいただきました。令和 2 年 7 月に、県が PAZ 内の住民を対象に実施した原子力災害時の避難手段に関する調査の集計結果において、自家用車で避難する人数の割合は、84.7%、バスで避難する割合は、15.3%でありました。柏崎市における自家用車で避難する人数は、約 1 万 2800 人。バスで避難する人数は、約 2300 人と想定しております。避難の想定時間につきましては、避難経路の被災復旧状況や避難指示の時刻など、災害時の状況によって避難に要する時間が異なるため、想定する時間としてはお示しできるものではないという回答になっております。

続きまして、「UPZ」として、53～63 のご質問をいただいております。こちらも同じく想定人数等のご質問をいただいております。柏崎市における自家用車で避難する人数は、約 5 万 6900 人。バスで避難する人数は、約 1 万 300 人と想定しておりますが、UPZ 内

の防護措置については、国の原子力災害対策指針に基づき、全面緊急事態となった段階で、まずは屋内退避を実施し、さらに放射性物質が放出された後、放射線量が国の定める基準以上に上昇した場合に、上昇した地域を対象に避難等を行うこととしています。そのため、必ずしも UPZ 内の住民全員が一時移転等の対象になるものではないです。

続いて、「避難方向と避難経路所」として、質問 64～69 で、いただいております。質問 65 で、避難所の確保ということでご質問いただいておりますが、受け入れ市町の協力をいただき確保しています。

避難所を非公表としている理由について、でございますが、複合災害の場合などでは施設の安全を確認する必要があるございまして、受け入れ態勢を整える必要があるございまして。その場合、その体制が整う前や開設できない避難所に避難することで混乱が生じることが想定されるからでございます。そのため、まず避難経路所に向かっていただき、そこで受け入れ態勢が整った避難所へ避難者をご案内すると、誘導するというようにしております。

「PAZ 内の学校、保育園など」といたしまして、70～78 番でご質問いただいております。質問 70、71 になりますが、学校や保育園などでの引き渡しは警戒事態から開始を致します。学校及び保育園におきましては、引き渡しに行く可能性がある方の名簿を保護者から事前に提出いただいておりますことから、その名簿に基づいて引き渡しを行うこととなります。避難または一時移転先は、学校などの所在位置に応じて、あらかじめ決められた経路所に向かうことになっております。

続きまして、「UPZ の学校・保育園など」といたしまして、79～82 でご質問いただいております。質問 81 で、引き渡しを中止した後に、引き渡しを行うのか、というご質問ですが、全面緊急事態では、放射性物質が放出される可能性が高い事態が発生した段階であり、引き渡しを中止する理由も万が一、放射性物質が放出された場合の無用な被ばくを避けるためでもあります。引き渡し時期につきましては、今後も引き渡し訓練を重ねていくことで、保護者の方のご理解を深めていきたいと考えております。

「社会福祉施設等の入所者」の項目で、質問 83～104 までご質問をいただいております。質問 83 で、PAZ 内の社会福祉施設の入所者等の避難先についてのご質問をいただいておりますが、避難元の社会福祉施設の入所者の定員数や職員数を踏まえまして、受け入れ可能な UPZ 外の社会福祉施設をあらかじめ避難先として確保しています。また、災害の状況等何らかの事情であらかじめ選定している避難先、施設が活用できない場合は、県が福祉団体等と別途避難先について調整することとしております。

「病院、入院患者」と致しまして、105～107 の質問をいただいております。質問 105 で病院の機能維持のための備蓄に対するご質問をいただいておりますが、新潟県地域防災計画原子力災害対策編に基づきまして、病院等は自院で定めた避難計画に沿

いまして、必要な飲料水、食料、医薬品等、備蓄することとされています。病院等の備蓄が十分でなく、屋内退避に必要な物品が不足する場合は、県の災害対策本部から必要な資機材を供給することとされています。

続きまして、「要配慮者などの行動」を、108～123、ご質問いただいております。質問 108 で避難することで、健康リスクが高まる方は、避難行動要支援者名簿により人数を把握しております。令和 3、2021、3 月 25 日現在、PAZ で 12 人、UPZ で 38 人となっております。

「スクリーニングと除染」につきまして、124～135 までご質問いただいておりますが、スクリーニング及び簡易除染に関しましては、新潟県が主体となり実施することから、回答につきましては新潟県が作成しております。そのため、説明につきましては割愛をさせていただきます。

「安定ヨウ素剤」に関する質問を、136～143 でいただいております。136 で、安定ヨウ素剤の服用のタイミングの周知ということでご質問ですが、市からは防災行政無線、緊急告知ラジオ、個別受信機のエリアメール、FM ピッカラホームページ、SNS で、原子力災害合同対策協議会からもテレビ、ラジオ等を通じて周知を図っていきます。また、要支援者等に対しましては、自主防災組織や消防団等からの支援もお願いすることとなっております。

「複合災害」に関するご質問を、まず、「地震との複合災害」、144 から、「豪雨、土砂災害との複合災害」、160 までご質問をいただいております。

複合災害については、共通して避難行動につきましては、自然災害などによる人命リスクが極めて高い場合は、その人命のリスクを回避するための行動を優先するというようにしております。

暴風雨、大雪など、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避をすることにしております。その屋内退避の想定時間ではありますが、暴風雨、大雪などに対する安全が確保された後に避難することとしております。

「感染流行下の原子力災害」について、161～164、ご質問いただいております。昨年 11 月に内閣府のほうから、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインを示しておりますので、このガイドラインを踏まえた対応を行うこととしております。

「複合災害全般として」、続いて、165～167、ご質問いただいております。質問 165 になりますが、複合災害時に自然災害の行動を優先した場合、放射性物質が放出された場合のご質問ですが、原子力災害の状況に応じて対応すべきものと考えますが、OIL1 の避難、OIL2 の 1 週間以内の一時移転では、避難の対応が異なりますので、緊急時モニタリングによる区域における、放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえて避難を開始することになります。

最後に、168 でご質問いただいております、広域避難計画に掲載しています課題へ

のご質問です。11の課題につきましては、訓練を行って課題を解決していくもの、関係機関との協議が必要なもの、国等に継続的に求めていくなど様々あり、そのための訓練の実施や協議等、行っているところです。広域避難計画は、県の広域避難計画を踏まえることは当然になりますし、関係機関の連携も不可欠でありますので、今後も課題解決に向けて取り組んで参りたいと思います。

説明につきましては、以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。それでは前回、先々月も踏まえながら、質疑応答に入りたいと思います。質疑ある方は挙手の上、指名されてからご発言いただければと思います。

それでは、本間委員どうぞ。

◎本間委員

質問たくさん出させてください。最初、時間があまりなくて、やや整理不十分で応えるのは大変だったと思いますけどもありがとうございます。ただ、非常に隔靴搔痒（かっかそうよう）というか、総論的なことだけであまり具体性がないなという全般的な印象ですけども1つだけ。1つというか、おいおいまた、いろいろ伺いたいですけども。避難に要する時間について、状況によるからお示しできないというのがありましたけども。これは、新潟県さんに答えていただいてもいいんですけども、昔シミュレーションをやって示されている時間がありますが、それは古いので、検証委員会の中で検討しているということで県が新たにシミュレーションした避難時間のものデータがあると思うのですが、公開されていないみたいですけど、その中でだいたいどれくらいのシミュレーションの答えが出ているのか、教えていただけたら教えてください。

◎三宮議長

では、新潟県さんお願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の石川でございます。避難に要する時間の想定でございます。私共、平成25年、26年に一度シミュレーションを実施してございます。また、昨年度阻害要因調査という事業を行いまして、その内容につきましては現在、公表に向け精査中でございます。これらの調査結果につきましては、避難時間というものを目安としまして公表しておりますが、この時間につきましてはシミュレーションというのはコンピュータの能力の限界もございまして、例えば、地震、津波、あるいは花火等のイベント、あるいは、どの道路が使えるか、という一定の条件を設定した上でのものでございます。また、現実の災害というのは、非常に状況が多岐にわたります。我々の災害対策の検討にあたりまして、今ほど申し上げましたシミュレーションを行い、こういった場合にはこれくらい時間が、こういった要素で伸長し得るのだから、

こういった弱点に対策していこうという意味で事業を行っておりますが、そのシミュレーション自体、時間の正確性を追求して行っているものではございません。以上でございます。

◎三宮議長

それでは、本間委員どうぞ。

◎本間委員

正確かどうかなんてことを聞いているのではなくて、シミュレーションされて、その結果はどうだったんですか、という質問なのですけど。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

お答え致します。平成 25 年、26 年に実施いたしましたシミュレーションの結果につきましては。

◎本間委員

新しいほう。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

現在、公表に向けて精査中でございます。

◎本間委員

まだ公表しないの。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

公表に向けて、現在精査、作業中でございます。

◎本間委員

それは、いつ頃、私らは知ることができる予定ですか。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

なるべく早い時期に公表したいとは考えてございます。

◎三宮議長

他にある方、いらっしゃいますか。竹内委員どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。お願いします。

質問の 108 のところですが、避難で健康のリスクが高まる人がどのくらいいるのか、という質問ですが、その PAZ で 12 人、UPZ で 38 人とお伺いして、率直に言って少ないなと思いました。この数字というのは、何か市のほうから、こういう病気をお持ちの方とか、こういう状態の方、とって基準を出して、どのようなところに問い合わせたものなのか。届出制で届けない人がまだたくさんいることが考えられるのか。市としてはこの数字をどう見ているのか、その 3 点をお伺いしたいのですが。

◎三宮議長

それでは柏崎市さん、いいですか。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

お答え申し上げます。この人数は、災害時における要支援者につきまして、柏崎市としてそれぞれ該当すると思われる方につきまして、お手紙を差し上げて、そして名簿に登載をしていただけたというご許可をいただいた方の人数でございます。従いまして、今ほど委員おっしゃられた通り、ご本人の意向で何らかのかたちで支援が必要であるかもしれないけども、ご本人様が名簿に登載を拒否されるという方の人数は含まれておりません。

◎三宮議長

竹内委員、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。そうすると、福島事故の時のことを考えると本当に少ないなという感じがするので、本当の事故になったら、もっとたくさん避難することで命の危険にさらされる方が出たりだとか、準備している核防護施設が足りなかったりだとか、ってことがあるんじゃないかなと心配になりますので、またそのあたりをより、きちんと見ていていただきたいなと思います。以上です。

◎三宮議長

他にある方、いらっしゃいますか。本間委員どうぞ。

◎本間委員

今の問題に関してですが、それは市が該当するかもしれないと思って手紙を出した人というのは、概略でいいですけど何人くらいいらっしゃいますか。

◎三宮議長

柏崎市さん。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

お答えいたします。現在、手元に詳しい資料はない状況でございますが、少なくともPAZ、UPZを含めまして、倍以上はおられると認識致しております。

◎三宮議長

他にある方、いらっしゃいますか。どうぞ。

◎本間委員

すみません。今、竹内さんから質問あったと思うのですが、市が手紙を出した人の基準といたしますか、どういう人を拾い上げたのか、それをもうちょっと教えてください。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

お答え申し上げます。身体障がい者手帳、療育手帳、こういった部分につきまして、まずお持ちの方。さらにはご高齢の方については、要介護の基準について、一定以上の基準の方に対してお手紙を差し上げているという状況でございます。

◎本間委員

要介護、いくつ以上。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

3以上というふうに記憶しております。詳細なことにつきましては改めて調べましてお答えさせていただきます。

◎三宮議長

ありがとうございます。他にある方、いらっしゃいますか。宮崎委員どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎です。質問 136、安定ヨウ素剤についてですが、安定ヨウ素剤いつ飲むか、タイミングはどのような方法で云々。ここに回答は、周知する方法だけ書いてあるんですが、それではなくて、このヨウ素剤の、いわゆる空中浮遊っています、空中でどれくらいの濃度になっているか。これをどうやってつかむんですか。どこのいったいモニタリングを基に、さあ飲もう、と決めるんですか。こういうタイミングで、このお話がここに書いていない。いったい、相当な数のモニタリング個所があるんですが、この場合のタイミングっていうのは原発に一番近いとこのモニタリングですよ。ということは、たぶん指示を出す、飲みましょうというのは、当然、災害対策本部だと思うのですが、市役所の中かオフサイトセンターにあるんですが、本当に原発のすぐ近くのモニタリングでやってもらえるのでしょうか。間違いなく把握する機関はどこなんでしょうか。どれくらいの空中、ヨウ素の濃度ですね、観測した時に飲もう、と言うのか。そのへんを聞かせてください。

◎三宮議長

では新潟県さんからお願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

県からお答えいたします。安定ヨウ素剤の服用等につきましては、国の原子力災害対策本部の指示等を踏まえまして実施いたします。本日、ヨウ素剤を所管いたします保健医療部門の担当がおりませんので、今ほどいただきましたご質問につきましては次回以降の地域の会におきまして、書面等でお答えする方向で事務局とも相談いたしまして対応したいと考えてございます。

◎三宮議長

それをお願いいたします。他にある方、いらっしゃいますか。宮崎さんどうぞ。

◎宮崎委員

県から答えてもらったのですが、この回答は市がやっていますよね。市は当然、そのことをどれくらいのヨウ素濃度の時に放送するんだと。これ基準を市が持っているんでしょ。だからこうやって書いたんでしょ。市は一体どういうタイミングでどれくらいの濃度になった時に発表のタイミングを取られているんですか。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

お答え致します。私共としては新潟県の指示に基づきまして計画等策定致しておる状況でございます。今ほど新潟県からも回答いたしました通り、詳細につきましては、

新潟県の担当の方と確認を致しまして、改めて書面等でお答えさせていただきます。

◎三宮議長

それをお願いします。他にある方、いらっしゃいますか。この避難計画に関しまして、前回の定例会から続いているわけでありませけれども、前回の回答内容、その、県に関しましてもご自分が質問された内容等について、あるようであれば、今日発言されてない方も多々いらっしゃいますので発言いただければと思います。いかがでしょうか。では高橋副会長。

◎高橋委員

高橋です。福島の際にいろんな施設ですとか病院とかですね、いろんな話を聞きました。そういった本も読みました。

学校の先生とか幼稚園、保育園の先生方もそうですが、自分自身にも子供がいる、それから自分の家にも要介護者。或いは病院にも入院している、自分が勤めている病院でなくて、他のところに家族が入院しているとか、いろんなそういった状況があって、場合によってはいろいろなところへ避難する。したいけれどもできないということで、自宅にお前は遠慮しないで帰ってもいいよ、といわれて、そこですごく迷って、一旦は家に戻ったけれども、やっぱり責任があるから病院に戻って来たとか。いろんなそういう事例が、福島の際にあったみたいですよ。

学校、あるいは幼稚園、保育園、それから福祉施設病院とか、そういうところで仮にそういった事態になった時に、私は帰りたいとか、お前は帰ってもいいよ、とか。或いは、ここの職員なんだから最後まで責任持つ義務があるとか。そういったものが全然福島の際には予測ができなかったわけなんですけど、今はそういうことを想定して各施設とか、学校とかで、こういう時にはこういうふうに私はちょっとムリだとか、そういったものを調べてまとめておられるのかどうか。県でも柏崎でもいいんですが、福島の際にはそれがすごく足かせになったというふうに聞いていますが、今日市も県もまだ、高めて参りますとか、なんかいろいろ努めて参りますっていうことで、この計画そのものがまだまだこれからだと思っておりますが、そういうことも想定されているのかどうかお聞きしたいと思います。

◎三宮議長

では、どちらかよろしいですか。柏崎市さんお願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

それでは、柏崎市としてお答え申し上げます。原子力災害に限らず、一般の自然災害においても私共、柏崎市の市の職員としてはまず、ご自身といたしまししょうか。職員自身、家族の安全を確認した後、災害の状況に応じて登庁を行うという基準となっております。また勤務中においては、まず市民の生命、財産を守ることが私共の第一に課せられた義務でございます。このことを想定し、まず行うべき職務を行った上で、その中で個々の事情も含めまして考慮の上、さらには災害の対応に必要な人員がどれ

だけいるかということ状況を応じて本部長が判断いたし、必要な人員の体制を整えて参ると考えておる状況でございます。具体的にそれが何人、原子力災害の時にはどの保育園では何人というようなことまで、現時点では策定いたしておりません。

◎高橋委員

策定は難しいと思うのですが、現実的には事故が起きて、これから施設の人たちをストレッチャーに載せて、これから避難先へ向かうっていう時に、自分の家にもじいちゃんやばあちゃんがいる、などの事例がいっぱいあって、それで迷ってその所長がお前は帰ってもいいよ、とかいろんな悲劇といいますかね。そこで辞表を出す人が大勢いたっているのですよ。自分の子供も学校が引き渡すとかっていうけれども、自分の子供は家にはいるかもしれないし。そういうこともあるから、私の持論は、もう避難計画なんかはできっこない。ナンセンスだっていう思いはあるんですけども、万が一に備えてということで、私も避難計画の議論に参画はさせてもらっていますけれども、そういう難しさがあつたというか、そこで瞬時に自分の仕事、職業を辞表を出して今日ここで辞めますと。恨まないでくださいね、恨まないよ、ということで彼女は家に帰ったとか。やっぱり戻ってきましたとかっていういろんな悲劇が、話題があつたということだけは肝に命じておいていただきたいと思います。

◎三宮議長

ありがとうございます。品田委員お願いします。

◎品田委員

荒浜 21 フォーラムの品田です。質問の 146 番の指定避難所の数ですが、令和 3 年で指定避難所は 204 カ所、12 万 8 千人ということなんですけども。コロナの中で距離を取らなくちゃいけない、ということで段ボールベッドが支給される予定ですよ。私の地区のコミュニティセンターが避難所に指定になっているんですが、そこでその 2m 間隔でシミュレーションしますと 50 人しか入れないんですよ。前回のあの地震の時に避難して来られた方が 200 人以上いたと思うんですね。今言ったように 50 人しか入れない。他の部屋を使ってもそんな、もう 10 人か、せいぜい 15 人くらいしか入れない中で、この 12 万 8 千人が本当に入れるのかなという不安が非常にあります。そのへんを市としてはどのようなお考えなのかなあと、お聞かせいただければと思います。

◎三宮議長

柏崎市さん、お願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

お答え申し上げます。今ほど、品田委員おっしゃった通り、新型コロナウイルス感染症を含めました感染症の対策というものが災害時、原子力災害も含めまして求められております。そういった中での段ボールベッド、パーテーションの間隔といったものもおっしゃられた通り、災害の内容、あるいはウイルス感染症の状況にもよります

が、これまで以上にお一人お一人の間隔というものは取らなきゃいけない、ということとはイコール、スペースとして足りないということが生じます。柏崎市と致しましては、そういったかたちの中で国、県から示されました指針等に基づきまして、その間隔を取った上で、その避難所に実際にあぶれてしまうという方々については別の避難所に避難をいただくようなかたちで現在、具体的な計画を策定中でございます。加えまして、新型コロナウイルス感染症に関しましては、新潟県様のご指導、国からのご指導も踏まえまして、自宅で療養されている方々、あるいは、濃厚接触者の方々につきましては、通常の避難所ではなく、専用の比較的広い避難所を準備すべく、実は本日も柏崎保健所の担当者と具体的な協議を午前中に行った状況で、現時点ではまだ、完全なる状況には確定はしておりませんが、そういった部分につきまして、意を用いて参りたいと考えております。以上でございます。

◎三宮議長

ありがとうございます。

◎品田委員

ありがとうございます。今、おっしゃられるのは分かるんだけど、例えば本人が自覚しないで、避難所に来てしまったっていうケース、あると思うんです。そういう時に、受け入れ側としての対応が非常に難しいなあと。実は私もコミセン関係の仕事をしているので、職員と議論はするんだけど、隔離する場所がないっていう話になるんですね。そこらへんもう少し、加味した中で協議いただければなあと思いますのでよろしく願いいたします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

全くおっしゃるとおりでございます。そういった部分で本日の午前中の会議においても、まさに今、品田委員がおっしゃったように、万が一、あらかじめ指定した避難所にお越しになれずに、通常の避難所に避難された方の取り扱い、その方の移送、あるいは対応につきまして、どのようにすべきか今具体的に詰めておる最中でございます。よろしく願い致します。

◎品田委員

ありがとうございました。

◎三宮議長

それでは他に。竹内委員どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。すいません、気になっていることがあって。学校とか福祉施設はある程度、避難計画、原子力災害時の避難計画をそれぞれ立てていると思うんですけども、児童クラブとコミュニティデイホームがどうなっているかというところを聞きたいのと。特に児童クラブは、本当に避難支援の最前線、事故収束の最前線に立つ東電の職員だとか、市の職員だとか、消防の職員だとか様々な本当に共働きで頑張っている

方が子どもさんを預けている場所だと思うのですが。

もし、児童クラブの運営時間に災害が起きて、家族、保護者が迎えに来なかった場合は、児童クラブの職員さんが連れて行くっていうのは非常に酷だと思うんですが、そのあたりどうなっているか教えてください。

◎三宮議長

柏崎市さん、お願いします。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

児童クラブの避難計画につきましては、一般的な災害時における避難につきましては、マニュアルを定めて、各児童クラブで実際に計画というレベルかどうかという部分については考え方に寄るんでしょうけども、対応訓練等は実施しております。

しかしながら、今ご指摘のように原子力災害、その他、大規模な自然災害等につきまして、具体的な計画がきちんと立てられているか否かにつきまして、改めて担当部署等確認を致しまして、そのあたりの対応につきまして、今後詰めて参りたいと考えております。

◎三宮議長

はい。

◎竹内委員

コミュニティデイホームのほうは。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

コミュニティデイホームにつきましては、基本的には各施設において、特定の原子力災害といったかたちでの計画等はなっておりませんが、一般的な災害時の避難計画は各施設において立ててあると認識しております。

◎竹内委員

最後にします。どちらもそれこそ市の職員だとか、東電の職員だとか、ある程度きちんとした雇用になって、雇用ではあるんだけど、別だと思うんですね。児童クラブの職員だとか、コミュニティデイホームの職員にそこまで担わせていいのかというのを非常に私は心を痛めます。原子力災害は、本当に福島事故を見て分かるんですけれども、その子を守りたい、そのおじいちゃん、おばあちゃんを守りたいって思う気持ちが強い人ほど、本当に自分自身が傷ついていくことを実感していました。本当に職責のあるところならいいんですが、そういう人助けが好きでやっているような、その気持ちでその仕事をやっているような人たちが苦しむようなものにはしてほしいなあと。これは要望なのでお答え要りませんが、そのように思います。お願いします。

◎三宮議長

ありがとうございます。他に今日発言されていない方でいらっしゃれば。では、坂本委員。

◎坂本委員

刈羽村商工会の坂本です。大した質問じゃなかったら申し訳ないんですが、質問の38で、私ペットを取り扱っている仕事をさせていただいているもので、ペットをおそらく一緒に連れて行く避難の方って多いと思うんですよ。そういった場合って食料というか。そういったペットの食糧の支給っていうものはあるものでしょうか。質問です。

◎三宮議長

刈羽村のほうがいいかな。どちらでも。では刈羽村さん、どうぞ。

◎高橋課長補佐（刈羽村・総務課）

刈羽村の高橋でございます。今現在、ペットの扱いについては具体的に決められているものはございません。また今後、必要であれば検討していくことになるかと思えます。以上です。

◎三宮議長

柏崎市さん、よければ。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

具体的に計画の中に明記してあるわけではございませんが、人間、人命の尊重を第一に、併せてその状況に応じましてペットの食料につきましても考えて参りたいと考えております。

◎三宮議長

坂本さん。

◎坂本委員

ありがとうございます。やっぱり人命が第一というのは重々承知ですけれども、やっぱり避難する際に、おそらく飼っていない人たちとも一緒になるのかなと思うので、多分、そういう人たちってすごいストレスに感じると思うんですね。なので、そういった時に施設を分けるのか、そういった対応等もぜひ検討していただければと思っております。よろしくをお願いします。

◎三宮議長

ありがとうございます。他にある方いらっしゃいますか。では、宮崎委員。

◎宮崎委員

宮崎です。新潟県に私の質問に対して回答されています。今日、見せてもらいました。これを見ながらですね、1つは東京電力に確認させていただきたいと思えます。私の質問の2に関するのですが、2015年1月22日この住民説明会を東京電力が持ちました。その中で東京電力はこの避難計画が不十分なら運転しません、あるいは再稼働は無理ですという主旨の発言をしていました。私もその会に参加していましたので聞いていました。これは毎日新聞と産経新聞でしたかね、残っています。それから東京電力のこの住民説明会のやり取りについても記録が残っています。それも確認し

ました。ただ私が心配なのは、あれは2015年1月23日限りですと、今はそう思っていないといわれるとこれ、住民に対して裏切ったな、ということになるんですが。東京電力、この避難計画が不十分であれば、再稼働なんてとても無理です、というこの考え方は今も堅持されているかどうか、お聞きしたいんです。

◎三宮議長

東京電力さん。

◎稲垣発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

宮崎委員、ご質問ありがとうございます。所長の稲垣からお答え申し上げます。避難計画につきましては、当初としては自治体や関係機関との協議を重ねながら、万一の事故時に住民の皆様の安全を確保するために、最大限の支援を行って参りたいと思っております。また、現時点におきましては一連の事案の徹底的な原因究明と抜本的な改革を講じることが必要であるということですので、再稼働について言及できる段階にはないというふうに考えてございます。また、柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の再稼働にあたっては安全最優先、且つ県民の皆様の理解が大前提だというふうに考えてございます。

避難計画につきましてはこれで完璧、これで完成といったものではないと考えておりました。繰り返しの訓練で得られた課題を一つひとつ改善しながら、より良くすべきものと考えてございます。今後も事業者として自治体と共に、避難計画の実効性を高めるべく邁進してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

◎三宮議長

はい、どうぞ。

◎宮崎委員

今ほどの回答、私の期待していたことが出てきません。避難計画が十分でなければ再稼働を議論しませんよ。言いたしませんよ、という、その明確な返事がもらいたいんですが。なんか、はっきりしたというふうに私は受け止めません。住民説明会はその場しのぎだったんじゃないかとまだ疑いを持っていますので、明快な答えをお願いしたいと思います。これはお願いです。これを見て新潟県にお聞きしたいんです。今、東京電力の回答にも、避難計画は完璧なものはないと、常に見直しをしていくんだということを言われました。新潟県も同じ説明をするんですね。この回答にありますけども、計画には完璧や完成というものはない。ということは今、この避難計画は不十分なものですよ。できていませんよね。そういうことを明言してください。完璧も完成もないっていうんだから、避難計画は永久にできないってことを言ってくださいよ、ここで。お願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

新潟県よりお答えいたします。新潟県では平成31年3月に広域避難計画は策定してございます。繰り返しになりますが、自然災害を含めまして、避難計画につきま

しては完璧であるとか、完全、完成というのはございません、無いと考えてございます。このため訓練等を通じまして対応力を高め、状況の変化に応じて新たな課題について避難計画に取り組むなどの対応を絶え間なくやっていくことが大切だと考えてございます。

◎三宮議長

ありがとうございました。

◎宮崎委員

端的に言ってください。ということはまだ、避難計画は不十分、使い物にならんと、こういうことでしょ。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

不十分という問題意識ではなくて、私共は避難計画については、課題はあると思っております。そういったものについて、より円滑な避難が可能になるであるとか、あるいは、より住民の皆様から安全・安心に受け止めてもらえるような計画に高めていくという考え方で臨んでございます。

◎三宮委員

ありがとうございました。

◎宮崎委員

ですから不十分。

◎三宮委員

宮崎委員、冷静に。かみ合っていないですから。

◎宮崎委員

ですから、かみ合わせてください。だって、完璧や完成が無いっていうんだから不十分なんですよ、って聞いているのに。これをかみ合わせてください。そうですよね。これ完成したものじゃない、不十分。だいたい避難訓練、この計画じゃできないですよ。さっき言ったみたいに避難所にも私ら、案内してもらえない。完成なんかしてませんよ、不十分ですよ。それ明確にかみ合わせて私の言ったとおりにそうですとってもらいたいんです。以上です。

◎三宮委員

他にある方、いらっしゃいますか。三井田副会長。

◎三井田委員

柏崎エネルギーフォーラム、三井田です。いろんな部分でそのリスクに対しての捉え方がゼロじゃないといかんということで話がいつていると、もう平行線をかみ合わないの。そこに関しては、私自身はやっぱりリスクゼロはないと思っているので、減らすための努力は続けるということは、十分か不十分かっていう言葉遊びをしても仕方がないので、そこは理解をしているつもりです。

ちょっと聞きたいのが、実はここにいる会の皆さんは、比較的やっぱり意識が高い

というか問題意識があつて、いろいろ興味があつて情報を自ら取りにいこうとしているわけですが、この原子力災害だけじゃなくて、災害が起きた時の避難、このコロナもそうですけれども、何か起きた時にどうしたらいいかという部分で、情報を取りにいこうとする方々はまだいいんですけれども、なかなか取りにいかない方も多い。無関心でいざその時になって大慌てという場合に、実は私、会社の経営をしている立場なんですけれども、要はその働いている従業員たちにですね、ある程度会社の本業の教育ではないですけれども、こういった場合はという部分ではリスクコミュニケーションというか、今、企業でBCPなどいろいろな言われていますけれども、そういったものを策定していくにあたって、前にも少し避難計画の時に質問した方がいたような気がするんですけど、要はその企業に対して避難計画の周知方法がある程度担うと言いますか、さっき子供さんの迎えとかそういうようないろんな心配とかもあると思うんですけど、企業に対しての個人編のこの避難計画の策定だけではなくて、企業の従業員の方、当然、日中であれば会社に勤めているわけなので、そういったかたちで企業としてもこういうふうにしてくださいとか、そういった計画は現時点においてあるのか、無ければお願いになるんですけどもそういったかたちで広報など教育というところとちょっと鳥澁（おこ）がましくてあれなんですけど、周知徹底するには各企業にそういった資料とか広報をいただいて展開していくというのが、よりわがままな動き方をして策定する人からすると乱数に当たるような行動を抑制するためにも必要かと思うんです。そのへんを県、市、村の方々に見解をお聞かせいただきたいなと思います。

◎三宮議長

それでは新潟県さんから順番にお願いします。

◎石川副参事（新潟県原子力安全対策課）

今ほど、三井田副会長からいただきましたご意見でございます。私共は企業に特定しませんで、広く一般を対象とした広報、あるいは避難にあたりまして時間を要する、あるいは配慮を要する学校、医療機関、福祉施設等に対する広報というものには意を用いて参りました。他方、今ご指摘ありました企業に勤める方々を対象とした広報という部分は、私共、今まで具体的に何か行ってきたか、あるいは現時点で何か行うか、というものは持ち合わせてございませんでした。今ほどいただきましたご意見を踏まえまして、全体の避難に、それぞれの方の行動が与える影響というものはあるということ認識した上で、今後の対応に活かして参りたいと考えてございます。新潟県からは以上でございます。

◎柴野危機管理監（柏崎市防災・原子力課）

三井田委員のご指摘、誠に御尤もでございます。本日、柏崎市の来年からの4年間の大まかな施策を決めて参ります、総合計画の後期計画の最終審議が行われました。その中で私共、原子力に関する市民向けの研修会を年間40回、800人の方に行って

いくという目標値をたて、計画の審議委員の皆様にはご理解をいただいたところでございます。この40回というのは月に直せば3回程度というレベルの中で新たに今の視点を取り入れまして、企業の皆様や団体の皆様に対してより実効性の高い研修となるよう、私共としても計画をして参りたいと考えております。

◎三宮議長

それでは刈羽村さん、お願いします。

◎高橋課長補佐（刈羽村・総務課）

刈羽村、高橋です。三井田副会長のご質問ですが、企業に対しての周知ということで非常に大切なことだと感じております。広報に対しての工夫が大事じゃないかと思っておりますので、今後、県さん、柏崎市さんと含めて検討していきたいと思っております。以上です。

◎三宮議長

ありがとうございました。今日発言されてない方で何かある方、いらっしゃれば挙手をお願いします。須田委員、どうぞ。

◎須田委員

須田でございます。私から意見というか、私ら柏崎市も市街地になると非常に過疎が進んでおまして、通所系のサービスだとか利用されている方が一人暮らしという方が大変多ございます。そして、普通だったらデイサービスから帰ってくる時は必ず引き受けの方がいないとダメってようなことになっていると思うんですが、一人暮らしの方は遠くに、子供さん達が市街地に住んでいて、デイサービスのたびに迎え等ができない場合、一人でデイサービスの車に乗って帰るというようなことが常々、私らの近所でもそういう方が大変多くいらっしゃいます。そこで、こういう災害時の場合、その方たちへの家族への引き渡しというようなことは、大変難しいんじゃないかと思うんです。コミデイ（コミデイ（コミュニティデイサービス））あたりは車でみんな迎えに行き、そして送っているという状況なんです、やはりそういう時には家族の迎えということが不可能になろうかと思うので、そういう時の対処は、コミデイの中でお預かりするとか、水害等であれば、時期が来れば一日、何とかすれば対処できるんですが、原子力災害の場合は1日とか1週間とかっていう、対処の期間が非常に長いのでそこらあたりもやはりどういうふうにしていくのか。またコミデイの職員というのが、少人数で少人数を見ているというなかたちの中です、コミセンあたりでコミデイをやっているところが多いようなので、屋内退避をするにあたって、ある程度の完全にはできないと思うけど施設を充実してお預かりするとかいう方法で、一次預かりができるような体制を取っていただければいいかなと思うのですが、これは予算的なこともあるし、いろんなことがかみ合ってくるので一概には言えないと思いますが、今後そういうことも検討していただければありがたいなと思います。

◎三宮議長

ご意見ということでよろしいでしょうか。それでは、そろそろ時間にもなりますので。

避難計画、避難マニュアルに関しましては本当、日々の状況に応じて、それこそ進化していくものだと思っておりますので、行政の方々におかれましては是非とも、大変なことだとは思いますが、ご尽力いただければいいのかなと思ったり、東京電力さんにおかれましては、行政さんよりもご協力をいただいて、これが良いものになるように、またお互い協力しながら作り上げていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。事務局お願いいたします。

◎事務局

ありがとうございました。次回の定例会についてご案内いたします。次回、第221回定例会は情報共有会議となります。日時は11月10日水曜日、午後3時から6時まで。会場は、柏崎市産業文化会館大ホールです。尚、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般傍聴席は40席の先着順と致しますのでよろしくお願いを致します。

お帰りの際に、マイクの消毒に使用したウェットティッシュを会議室出口に設置してあるゴミ箱に入れてください。また、お手元のペットボトルは、お持ち帰りください。尚、この会場は直ちに消毒作業を行いますので、取材は1階のエントランスホールで8時45分までとさせていただきます。

以上を持ちまして、地域の会第220回定例会を終了いたします。ありがとうございました。

－ 終了 －